

一 般 質 問 通 告
(令和6年3月定例会)

実施日	質問順位	氏 名
2/28 (水)	1	2番議員 川久保 皆 実
	2	17番議員 木 村 修 寿
	3	13番議員 小久保 貴 史
	4	12番議員 神 谷 大 蔵
	5	1番議員 小 村 政 文
	6	7番議員 山 中 真 弓
	7	23番議員 橋 本 佳 子
2/29 (木)	8	27番議員 金 子 和 雄
	9	26番議員 塩 田 尚
	10	21番議員 浜 中 勝 美
	11	24番議員 小 野 泰 宏
	12	16番議員 木 村 清 隆
	13	4番議員 川 村 直 子
	14	6番議員 あさの えくこ
3/1 (金)	15	8番議員 小森谷 さやか
	16	19番議員 塚 本 洋 二
	17	10番議員 長 塚 俊 宏



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午前8時30分受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 市営公園における遊具の設置について	以下の点を伺います。 (1) インクルーシブ遊具の設置について、現状及び今後の予定 (2) つくばエクスプレス沿線地域の公園における遊具の新設についての検討状況	市長 担当部長
2 仕事と育児の両立を支援する取組について	つくば市が令和2年5月に策定した「つくば中心市街地まちづくり戦略（つくば駅周辺基本方針）」には、「子育て世代…など様々な人々が場所や時間に捉われず働きやすくなる環境づくりを行います。」と記載されています。 また、令和2年12月につくば市が実施した「つくばセンタービルリニューアルに関するオープンハウス」において展示されていたパネルには、つくばセンタービル1階に導入する機能の一つとして、「子連れ出勤のサポート等の多様な働き方を支える場」が明記されていました。 その後、令和3年4月につくば市が筆頭株主となりつくばまちなかデザイン株式会社が設立され、同社から、つくばセンタービル1階に「子連れで働けるスペース」を導入する方針が	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 公立幼稚園及び公立保育所の利用状況を踏まえた課題と対策について</p>	<p>示されていましたが、令和5年12月19日に行われたつくば中心市街地まちづくり調査特別委員会において、同社から、子連れで働けるスペースではなく子ども向けの科学教室等の場づくりを実施することになった旨の説明がありました。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、以下の点を伺います。</p> <p>(1) つくばまちなかデザイン株式会社が「子連れで働けるスペース」の導入に関して上記のような方針変更を行ったことについて、同社の筆頭株主であるつくば市として、どのように評価しているか</p> <p>(2) つくば中心市街地まちづくり戦略に記載されている、子育て世代が場所や時間に捉われず働きやすくなる環境づくりについて、具体的にどのような施策を講じる予定か</p> <p>(3) 子育て支援、就労支援、創業支援、及び男女共同参画の観点から、乳幼児を子育て中の市民が子どもを一時的に預けて仕事をしたり、職場復帰、再就職又は創業に向けた準備やスキルアップ等を行ったりできる場を創出することの必要性についてどのようにお考えか</p> <p>以下の点を伺います。</p> <p>(1) 公立幼稚園について</p> <p>ア 園児数の過去10年間の推移</p> <p>イ 令和5年度における定員充足率（募集定員により算出したもの）</p> <p>ウ 各幼稚園の設立時において学級の保育室として使用することを想定してい</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>4 市職員の時間外勤務時間の削減について</p>	<p>た部屋の総数及びそのうち現時点において学級の保育室として使用している部屋の総数</p> <p>(2) 公立保育所について</p> <p>ア 児童数の過去10年間の推移</p> <p>イ 令和5年度における定員充足率(募集定員により算出したもの)</p> <p>ウ 各保育所の設立時において保育室として使用することを想定していた部屋の総数及びそのうち現時点において保育室として使用している部屋の総数</p> <p>(3) 市民の幼稚園ニーズ及び保育所ニーズについて、今後の変動の見込み及びその理由</p> <p>(4) 公立幼稚園の人的資源及び物的資源の有効活用の観点からどのような課題があるとお考えか</p> <p>(5) 上記(4)の課題に対する短期的な対策及び中長期的な対策</p> <p>以下の点を伺います。</p> <p>(1) 市職員の時間外勤務時間を適正に把握するため、どのような措置を講じているか</p> <p>(2) 令和6年度における市職員の時間外勤務時間の削減目標</p> <p>(3) 上記(2)の目標を達成するための具体的な対策</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午前8時30分受付
(通告書1枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村 修寿

質問事項	要旨	答弁者
1 生活困窮者自立支援について	長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する方の相談等も増えているかと思えます。生活困窮者の自立支援について、現在の状況や支援事業の内容をお伺いします。	市長 担当部長
2 不法投棄について	粗大ゴミ等の不法投棄について、以下お伺いします。 (1) 現在の状況について (2) 取り組んでいる事業について (3) 課題等について	市長 担当部長
3 地域子育て支援拠点事業について	地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談等ができる場を提供する事業です。現在の状況、運営方法や市内 TX 沿線地区での取組についてお伺いします。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年 2月 2日
午前 8 時 50分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年 2月 2日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質問事項	要旨	答弁者
1 史跡小田城について	(1) 小田城跡歴史ひろば案内所の来場者の状況や今後の取組について伺います。 (2) 公有化した史跡指定地の土地活用について伺います。	担当部長
2 農業政策について	(1) 営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の市内設置件数と設置状況について伺います。 (2) 農地法施行規則の改正内容と今後の対応について伺います。	担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 2月 2日
午前 11時 10分 受付
(通告書 1枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 2月 2日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 神谷 大蔵

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 筑波山ゲートパークについて	(1) サイクルパークつくばの利用状況について伺います。 (2) つくばジオミュージアムの利用状況について伺います。	市長 担当部長
2 鳥獣被害対策について	(1) イノシシ、キョン、シカによる被害状況について伺います。 (2) ジビエに関する取組について、令和4年9月定例会で一般質問を行いました。その後の対応について伺います。	市長 担当部長
3 スポーツ施設について	市内の野球場、サッカー場など、多目的運動場の現状について伺います。	市長 担当部長
4 地域産業について	地酒（日本酒、ワイン、ビール）振興に向けた取組について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午後1時15分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日
つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 小村 政文

質問事項	要旨	答弁者
つくば市の空き家対策について	つくば市の空き家対策事業における現状や課題、考え方等について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 2月 2日
午後 1時 20分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 5年 2月 2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 災害時の水源確保について	能登半島地震では、断水が4万戸超(2月1日現在)と報道されており、水道が壊滅的な打撃を受けている。災害時の給水対策、水源確保は自治体にとって重要となるが、市としての対応や対策は。	市長 担当部長
2 高齢者の移動支援について	第3回つくば市公共交通活性化協議会において、つくタクの運賃収支率が低いことから、改善策や運賃の値上げ案も示されている。つくタクの利用者の8割以上が高齢者である。つくタクは、予約が取りにくいという課題もあり、高齢者が気軽に利用できる、つくタクだけにとどまらない移動支援の充実が必要と考える。そこで以下伺う。 (1) つくタクの運行経費と利用者数及び一人あたりの市負担額 (2) つくタクの1回あたりの平均乗車距離とその距離のタクシー運賃(地区移動内と共通ポイントそれぞれ) (3) つくタクの運行経費を抑えながら、利便性を上げていく対策についての市の考え (4) 高齢者に配布しているタクシー助成券の執行率や利用時の平均距離などの利用状況	市長 担当部長
3 高齢者のゴミ出し支援について	モビリティロボットを利用した実証実験の概要について伺う。	市長 担当部長
4 市内小中学校の教員の研修について	学校の裁量で、受講したい研修や指導を受けたい講師をお願いする際に利用できる研修費が少ないと聞く。教員が十分な研修を受けられるように、支給額を見直す必要があると考えるが見解を伺う。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 給食費の無償化について	全国でも県内自治体でもさらに給食費の無償化が広がっている。12月議会では4,000筆以上の請願署名が提出され、市民ニーズはかなり高い。その声に応える考えはないのか伺う。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午後1時25分受付
(通告書2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 橋本 佳子

質問事項	要旨	答弁者
1 学校給食センター整備について	令和5年12月26日の学校給食センター運営審議会において、「つくば市新しい給食施設の検討について(案)」が提案され、執行部から、(仮称)新桜学校給食センターが完成すると食数が足りるので、茎崎学校給食センターは廃止するとの話があった。 地域の子供たちに出来たてのおいしい給食を提供してきた茎崎学校給食センターの今後について、市の見解を伺う。	市長 教育長 担当部長
2 放課後児童クラブについて	児童生徒が増加する中で、放課後児童クラブ事業には民間事業所も参入している。公設公営の児童クラブは、月4,000円の負担だが、民間児童クラブは同一ではない。公設公営の児童クラブでの対応が難しいため民間児童クラブを利用している保護者への補助制度の設立について、市の見解を伺う。 また、市は、つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従って児童クラブを運営しているが、民間児童クラブに対する市の関わり方について伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 災害に強いまちづくりについて	<p>つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023では、耐震診断を受けた戸数は10戸だが、改修した家屋は1戸にとどまっている。補助制度を使いやすくするための取組について伺う。</p> <p>また、災害時のいざというときに、地域住民が活用できるような公園施設はあるのか伺う。</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午後 / 時50分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 金子 和雄

質問事項	要旨	答弁者
1 市政運営所信と主要施策について	本年も以下の取組について述べられているが、取組の具体的な成果と今後の取組について伺います。 (1) 徹底した行政改革 (2) 安心の子育て (3) 頼れる福祉 (4) 便利なインフラ (5) 活気ある地域 (6) 誇れるまち	市長 担当部長
2 新型コロナウイルス感染症対策について	新型コロナウイルス感染者数が増加傾向となっているが、現在の対策について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午後2時25分受付
(通告書1枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質問事項	要旨	答弁者
高齢者政策について	<p>高齢化社会においてさまざまな課題がある中で、高齢者が尊厳を持って安心して生活するために、市が取り組んでいる政策と今後の方向性について、以下伺います。</p> <p>(1) 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現に向けた市の取組について</p> <p>(2) 農業従事者の高齢化が問題となっているが、その実態と対策について</p> <p>(3) 高齢者を大切にするための教育の取組状況について</p>	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年2月2日
午後2時50分受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 浜中 勝美

質問事項	要旨	答弁者
1 認知症対策について	認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定される現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が昨年成立しました。基本理念として、認知症の人の意見表明や社会参画の機会確保、良質かつ適切な保健医療・福祉サービスの提供、家族への支援などを掲げています。これらを踏まえ、市の現状と課題、今後の取組についてお伺いします。	市長 担当部長
2 「年収の壁」について	年収が一定額を超えると税や社会保険料が増える「年収の壁」に対する政府の対策が昨年10月から始まっており、事業者においては、賃上げしやすい環境整備に取り組むとともにフルタイム労働者だけでなく短時間労働者の労働環境の整備を築いていくことが期待されております。 以下、市の取組についてお伺いします。 (1) 会計年度任用職員に対する取組	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 男性育児休業取得促進奨励金事業について</p>	<p>(2) 市内事業者等に対する取組</p> <p>つくば市では、育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する中小企業等の事業主に対し、奨励金を支給することにより男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促し、男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図ることを目的とした、つくば市男性育児休業取得促進奨励金事業を昨年10月より開始しております。その概要と実績、今後の取組についてお伺いします。</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年 2月 5日
午前 9時 20分受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月5日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小野 泰宏

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市国土強靱化地域計画について	<p>能登半島地震が発生し、大変な被害が発生しました。現在も様々な支援が行われていますが、一刻も早い復旧・復興を願います。</p> <p>大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、令和3年8月に総合的かつ計画的にまとめた「つくば市国土強靱化地域計画」について、下記の点を伺います。</p> <p>(1) 計画の趣旨・想定災害・基本的な考え方 (2) 計画の進行管理と個別施策の指標を基にした計画に対する進捗評価 (3) 以下の各種の耐震状況とリスクへの対応方策の現状と課題、今後の対応 ア 住宅・民間建築物等 イ 優先的に耐震化すべき施設・学校施設 ウ ブロック塀等 エ 上水道施設等</p>	市長 教育長 担当部長
2 労働者協同組合について	<p>持続可能で活力ある地域社会を実現するため、労働者らが自ら資金を出し、話し合いながら共に働く「協同労働」を行う団体に法人格を認める「労働者協同組合法」が、令和4年10月1日に施行されました。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

<p>3 おくやみ窓口 について</p>	<p>地域の課題解決に向け、多様な人材が意欲や能力に応じて主体的に働ける場を創出することが期待されており、つくば市においても、令和5年度から労働者協同組合の設立に向けて、支援事業に取り組みましたが、現状と課題、今後の対応について伺います。</p> <p>死亡届に伴う市役所での必要な手続きが1か所の窓口で完了できるワンストップサービスである「おくやみ窓口」が設置されて、約1年が経過しましたが、現状と課題、今後の対応について伺います。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>市長 担当部長</p>
--------------------------	--	--------------------

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 2 月 5 日
午後 0 時 5 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 2 月 5 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質問事項	要旨	答弁者
1 小中学校の特別教室、体育館等のエアコン整備について	<p>小中学校の特別教室・体育館・武道場・卓球場等のエアコン整備については、文部科学省のホームページによると、</p> <p>公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について、児童生徒の熱中症対策として、「ブロック塀・冷房設備対応特例交付金」（平成 30 年度補正予算）をはじめとした予算措置により、普通教室の設置率は 95.7%となりました。今後の整備については、以下のように進めてまいります。</p> <p>特別教室への設置については、多くの学校設置者において、まずはより児童・生徒が長い時間を過ごす普通教室を優先したという状況が考えられます。特別教室においても、児童・生徒の利用頻度が高い部屋については、優先的に設置をしている状況もあるため、学校設置者の設置の要望を踏まえ、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。</p> <p>災害発生時において地域の避難所としても利用される既存体育館への空調（冷房）設備の設置については、校舎の空調（冷房）設備の設置が進むにつれ、設置計画の検討が進むと考えら</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 上下水道整備について	<p>れます。一方で、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっております。このため、文部科学省としては、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。</p> <p>と、説明されております。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 特別教室のエアコンの整備状況について (2) 体育館・武道場・卓球場等の体育施設のエアコン整備に関する市の方針及び整備について (3) 災害発生時において地域の避難所として利用される、体育館・武道場・卓球場等の体育施設のエアコン整備に関する市の方針及び整備について</p> <p>市民の健康が第一であり、衛生的な水に関して市民に対する健康管理責任は市にあると考えます。そのため衛生的な水を安定して供給するためには上水道が欠かせません。更に汚水を居住区から速やかに排除する下水道も市民の生活に欠かせないものです。上下水道に関して以下伺います。</p> <p>(1) 上水道の整備状況について (2) 上水道整備後の加入状況について (3) 上水道の運用・管理・更新状況について (4) 下水道の整備状況について (5) 下水道整備後の加入状況について (6) 下水道の運用・管理・更新状況について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年2月5日
午後 2 時 25 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月5日

つくば市議会議員 五 頭 泰 誠 様

つくば市議会議員 川村 直子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 「配偶者暴力相談支援センター」の設置と、性暴力被害や予期しない妊娠への対応等について	<p>性暴力や DV の被害等で困難な状況に陥った女性に対し、公的な支援を明記した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)が、2024年4月1日から施行されます。</p> <p>性暴力や DV の被害だけではなく、予期しない妊娠をした女性、シングルマザーで所得や居住等に困難を抱える女性、家庭状況により行き場を無くした若年女性、貧困にある中高年女性、心身の障害や外国人であること等も加わった複合的困難に直面する女性等、困難な問題を抱える女性全てが支援の対象となります。</p> <p>これまで、行き場を無くした女性たちの支援は「売春防止法」の下で行われてきました。しかし売春防止法は困窮する女性を、支援の対象ではなく問題行動のある女性とみなし、婦人保護施設に収容して更生させるという、差別的で時代にそぐわない考え方でした。今回、売春防止法の一部がこの女性支援新法として抜本的に変わり「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等」といった視点が明確に示されました。</p> <p>女性支援新法では、地方自治体、市町村においても、当事者の意向を中心に捉え、民間と協働しながら、困難にある女性を支援していく責務が明確に規定されています。</p> <p>女性への福祉増進が図られることを期待し、これらの責務に伴う環境や体制の整備について、以下伺います。</p> <p>(1) 市における女性支援新法に対する考え、基本計画の策定について</p> <p>(2) 市における「配偶者暴力相談支援センター」(配暴センター)設置の検討状況について</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づくこのセンターは、DV被害者支援においては要となる機能を有しています。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>首都圏に近く、県内で2番目の人口を有するつくば市には無くてはならない機能と考えます。</p> <p>つくば・市民ネットワークから再三設置を要望しており、検討状況について、以下伺います。</p> <p>ア 市のDVに関する相談の現状、件数 イ 配偶者暴力相談支援センター設置の検討状況</p> <p>(3) 緊急的支援が必要な以下の場合における、相談と支援の仕組みについて 「女性のための相談室」、学校、保健センター、「家庭児童相談」、生活困窮者の相談等、様々な窓口で相談を受ける可能性があります。それぞれの対応について、以下伺います。</p> <p>ア 性暴力被害の場合 イ 予期しない妊娠の場合</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 2 月 5 日
午後 2 時 30 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 2 月 5 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 学校図書館の在り方について	<p>つくば市立小中学校、義務教育学校には学校図書館があり、学校司書が週3～5日勤務しています。職名が司書教諭補助員から役割を明確にした学校司書になったこと、また週当たりの勤務日数が徐々に拡充されていることを評価します。</p> <p>学校図書館ガイドライン（2016年文部科学省策定）には、学校図書館には「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの役割がある、とあります。</p> <p>例えば蔵書、新聞などの資料から学びを深めたり、子ども同士、先生も交えて好きな本を紹介しあったり、探求学習などで一人一人の学びをサポートしたりする中で、教室以外の学びの場所、居場所となれる、そういう役割を持つ施設が学校図書館だと考えます。</p> <p>そのような学校図書館としていくには、学校図書館全体の運営計画と職員の連携が必要と考えます。そこで以下伺います。</p> <p>(1) 学校司書の配置計画 ア 小学校（義務教育学校前期課程含む）の配置状況、雇用形態</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 災害時における「要配慮者」の避難について</p>	<p>イ 中学校（義務教育学校後期課程含む）の配置状況、雇用形態 (2) 学校司書の研修について (3) 学校図書館及び学校司書に関する課題と課題の把握方法</p> <p>2024年元日に起きた能登半島地震は、これまでの想定をはるかに上回り、中でも災害対策基本法で定義される、障害者、高齢者、乳幼児等の「要配慮者」の状況は時間を追うごとに深刻な実態が明らかになっています。予測が難しいとはいえ、つくば市でも備えについて点検すべきであると考えます。</p> <p>つくば市では本年1月に一部の福祉避難所の所在地を公開しました。しかし、福祉避難所は最初から避難できる施設ではなく、「特別な配慮が必要と認められ指定避難所での生活が難しいと判断された方」を対象にする施設です。避難生活が長期化した際に必要な施設、とも言えるのではないのでしょうか。</p> <p>一方で「要配慮者」への支援は、発災直後から必要となります。誰が、いつ、どのような支援が必要となるのか、という情報を平時からまとめ、関係者で共有しておくことが必要ではないかと考えます。そこで以下伺います。</p> <p>(1) 避難支援の前提となる災害時避難行動要支援者の個別避難計画について ア 現在までの作成状況 イ 作成した計画に基づく避難訓練等の実施状況</p> <p>(2) 指定避難所等における要配慮者の受け入れ及び支援に関するマニュアル作成について</p> <p>(3) つくば市が協定を締結した指定福祉避難所について（数、施設の種類、協定内容）</p>	<p>市長 副市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年2月5日
午後2時35分受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 2月 5日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 災害時におけるトイレ問題への対応と防災サポート制度の創設について	<p>本年1月1日、石川県志賀町で最大震度7を記録した「令和6年能登半島地震」が発生しました。能登半島は政府が発表している「全国地震動予測地図」でノーマークの地域でした。同じく震度7を記録した2016年の熊本地震の時も同じで、大地震が発生する確率は低い地域とされていました。これらのことから、地震の予測は極めて困難であり、日本ではいつどこで大地震が起きてもおかしくなく、ここつくばも例外ではない、と改めて認識しなければいけません。平時からの備えが肝要です。</p> <p>その備えとして今回は主にトイレの備えについて確認し、提案をしていきたいと思っております。NP0法人日本トイレ研究所の調査によると、発災後3時間で40%の人がトイレに行きたくなり、6時間後ではその割合が70%となるという数字が出されています。水や食料はある程度我慢ができたとしても、排泄を我慢することはできません。使えない水洗トイレを使ってしまい、あっという間にトイレが大小便で満杯になるということは被災地でありがちな光景だということです。メデイ</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>ア等でその光景はほとんど取り上げられません が、被災地のトイレ問題は深刻で、水と食料よりスピーディな対応が求められます。</p> <p>さらに、避難所等のトイレが狭い、暗い、不潔、寒い、遠い、使いにくい、危ない等の理由によりトイレの使用を控えたいがため、水分摂取を制限して脱水症状になり、災害関連死につながるケースも発生しています。また、衛生環境の悪化による感染症の発生・拡大も起こっています。</p> <p>避難生活では、食べる・飲む・排泄するという当たり前のことが普段以上に重要となってきますが、排泄のための災害用トイレや衛生備品等の備蓄、平時からの啓発は十分と言えるでしょうか。以下、確認していきます。</p> <p>(1) 災害時におけるトイレの備えについて</p> <p>ア 仮設トイレ（快適トイレ）、携帯・簡易トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ等の備蓄状況は</p> <p>イ 災害用トイレ確保のための広域連携等の状況は</p> <p>ウ マンホールトイレを想定している場所について</p> <p>エ オムツ、ストマ用品と衛生用品の備蓄状況は</p> <p>オ バキュームカーとトイレ用水の確保状況は</p> <p>カ 学校防災教育での取扱いはどうなっているか</p> <p>キ 避難所運営マニュアルに、災害時の避難所トイレに関する安全や衛生管理、廃棄物処理などに関する事項が掲載されているか</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(2) 地域防災計画について</p> <p>(3) 災害時における共助体制の確立について</p> <p>ア ボランティア組織との連携体制について</p> <p>イ 防災士資格を持つ市民との連携体制は</p> <p>ウ 防災サポーター制度に対する考え</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年2月6日
午前10時10分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年2月6日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塚本 洋二

質問事項	要旨	答弁者
1 消防団について	令和5年度12月定例会でつくば市消防団の定員について、「1200人」から「950人」に条例が改正されました。また、本年1月1日に発生した能登半島地震後の被災地での消防団員の活動がニュースなどで報道されていたことから以下伺います。 (1) 消防団員数の推移について (2) 通常の活動及び災害発生時等の活動について	市長 担当部長
2 使用済み紙おむつのリサイクルについて	本年1月に実施した会派視察研修において、鹿児島県志布志市で取り組まれている「使用済み紙おむつの再資源化」について視察をさせていただきました。そこで、使用済み紙おむつのリサイクルについて、市としての見解を伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



ファックス受理第 1 号

一般質問発言通告書

令和 6 年 2 月 6 日
午前 11 時 0 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 2 月 6 日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 長塚 俊宏

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 谷田部市街地とその周辺地域の今後について	<p>(1) 市道台町・萱丸線及び市道小白碓・谷田部線の進捗状況とそれぞれの供用開始までの計画について伺います。</p> <p>(2) つくば市立輝翔学園（谷田部小学校・谷田部南小学校・柳橋小学校・谷田部中学校）の学校それぞれの現在の児童生徒数、そして今後予測される児童生徒数の推移について伺います。 また、児童生徒数の推移による学校施設の過不足の予測について伺います。</p> <p>(3) 谷田部庁舎跡地の今後の利活用計画と、その周囲にある公共施設（市民ホールやたべ・谷田部総合体育館・谷田部交流センター・谷田部小学校）の老朽化対策や長寿命化計画について伺います。</p> <p>(4) 公共施設が集積している谷田部市街地とその周辺地域を、今後どのような方向性で将来へつないでいくのか、市の見解を伺います。</p>	<p>担当部長</p> <p>教育長 担当部長</p> <p>担当部長</p> <p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。